



広報

おみいた

No.308

2024.2



インスタ始めました



KAMITA_TOWN

お問い合わせフォーム



大山寺 力餅大会

イベント情報 5

鳴門税務署からのお知らせ 15

申告納税相談のご案内 16

議会だより 17~21

町長表彰式挙行される

1月18日、町長表彰式が行われました。
各分野で活躍され、その功績により表彰状を受けられたのは、次の方々です。

(敬称略)

◆ 地方自治の発展に貢献

青山 紘一

◆ 防犯意識の向上と青少年の健全育成に貢献

岡本 敏夫

◆ 町民の健康増進に貢献

樋口 景子

◆ 町の職務に係る倫理保持の推進に貢献

板東 良太郎
北池 強

◆ 公正で開かれた町政の推進と個人の権利利益保護に貢献

新田 政男

◆ 税務行政の公平な執行に貢献

切原 義信

◆ 地方教育行政の発展に貢献

瀬尾 裕之

◆ 地域住民の保全と防災意識向上に貢献

岡本 勝哉



● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎088-694-6801

100歳
おめでとう
ございます！

来宅 ミユキ様

大正12年12月19日生
〔椎本中〕



● お問い合わせ ●

上板町役場 健康推進課

☎088(694)6810

消防表彰

徳島県消防協会長表彰

功績章

本 団 副 団 長 東 條 如 人

精績章

第三分団 分 団 長 松 村 優 介

徳島板野警察署長感謝状

本 団 副 団 長 安 藝 靖 司

第一分団 分 団 長 東 條 達 也

第四分団 団 員 犬 伏 昭 裕

板野地方分会会長表彰

第一分団 団 員 角 瀬 颯 汰

第二分団 班 長 岡 田 翔

第三分団 部 長 空 保 幸 輝

第四分団 団 員 大 平 宗 礼

第五分団 団 員 水 貝 淳

上板町長表彰並びに感謝状

町長表彰

第二分団 班 長 切 原 将 希

第三分団 団 員 橋 本 一 輝

第四分団 団 員 大 久 保 信 弥

第五分団 団 員 安 藝 悠 樹

内助の功感謝状

安 藝 雅 美 様

上板町消防団長表彰

第二分団 団 員 植 田 智 博

第三分団 団 員 岡 本 侑 真

第四分団 団 員 吉 田 了 尉

令和6年1月14日に上板町中央公民館大会議室にて表彰伝達式が行われました

上板町消防団では新規団員を募集しています。詳しいことは、お知らせの消防団員か、企画防災課 ☎088(694)6824までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

中四国管区警察局長と 四国交通安全協会長の 連名表彰

村 上 浩 一 氏



令和5年12月1日、村上浩一氏が、中四国管区警察局長と四国交通安全協会長の連名表彰（優良運転者）を受けられました。

氏は多年にわたり無事故運転の成績を上げ、常に交通法令を守り安全運転に努め、他の運転者の模範としての功績が認められ、今回の栄えある受賞となりました。

氏の受賞を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

二十歳を祝う会を行いました



● お問い合わせ ● 上板町役場 教育委員会 ☎088-694-6814

令和5年度上板くらし応援商品券

使用期限迫る

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている上板町民の皆様の生活を応援するため、上板町内事業所で使用可能な商品券「令和5年度上板くらし応援商品券」（1人当たり5,000円）を対象者に配付しています。

使用有効期限は、令和6年2月29日(木)までとなっています。
期限を過ぎた場合は使用できませんのでご注意ください。



ご不明な点は、上板町役場 総務課（☎088-694-6801）までお問い合わせください。

2月の こども食堂開催 のお知らせ

2月11日(日)10時～14時に
上板なかよしこども食堂を開
催します。

今回の開催場所は、上板町
南老人集会所です。(住所:
上板町高瀬字宮ノ本250番
地1)

こども食堂は、地域のこども
から高齢者まで、だれもが
仲良く楽しく集い、安心して
暮らせる町づくりを目的とし
て活動しています。

食事の他に色々な遊びや
ゲームも用意しています。

こどもから大人までどなた
でも参加できます。どうぞお
越しください。

へぐも 無料、大人300円
参加をご希望の方は、左記
の技の館まで電話で事前申込
をお願い致します。

●子ども食堂申込電話
☎088(637)6555



プリザーブドフラワーで コサージュを作ませんか?

上品に華やかさを添えるワ
ンポイントアイテムであるコ
サージュは、卒業式、入学式
のマストアイテム。

プリザーブドフラワーで、
1点物のハンドメイドのコ
サージュを作ってみませんか。
ギフトにも最適です。

●日時

令和6年2月28日(水)

午後1時30分～

●申し込み締め切り

2月22日(木)

午後5時まで

●材料代 2,000円



●場所・お問い合わせ

馬道会館

☎088(694)4868

上板町西分字原洲18番地2

春のアクセサリをレジンで 作ってみませんか。

ハンドメイド好きの方に人
気の「レジン」。様々な型に
好きなパーツを入れて固めて
アクセサリを作ります。お
出かけする

のが楽しく
なる春のレ
ジンを作っ
てみませんか?



●日時

令和6年3月1日(金)

午後1時30分～

●定員 15名

(先着となりますので、お早め
に電話でお申し込み下さい)

●参加費

材料費600円
1,000円程度

●作る物

桜・あまびえ・うさぎ等の
ブローチ・キーホルダー

●場所・お問い合わせ

馬道会館

☎088(694)4868

上板町西分字原洲18番地2

WAZA CAFFE からのお知らせ

技の館1階にあるWAZACAFFEが、2月から営業日が増えます。

毎週金曜・土曜・日曜が営業日となります。
※金曜日はランチ営業のみ。

また、それに伴いピザメニューも追加する
予定です。

詳細は、WAZA CAFFE の
インスタをチェック
してください!



ピザは take out も OK です、
是非ご家族で食べて下さいね。



● お問い合わせ ●

技の館<一般社団法人ジャパンプルー上板>

〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4

☎088-637-6555

金曜日	11:00～14:30 (LO14:00)	ランチのみ
土曜日・日曜日	8:30～11:00	モーニング
	11:00～14:30 (LO14:00)	ランチ

ご存じですか？

上板町中央公民館図書室

上板町中央公民館（上板町役場2階）に図書室があるのをご存じでしょうか？

上板町に在住、在学、在勤される方であればどなたでもご利用いただけます。図書の出しも行っています。図書館のようにたくさんさんの蔵書はありませんが、絵本や一般書籍などを揃えていますので、是非ご利用ください。

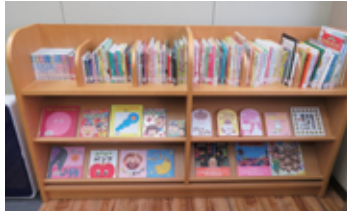
●利用時間

月曜日～金曜日
（役場閉庁日を除く）
午前9時～午後4時30分

●お問い合わせ

上板町教育委員会
☎088（694）6814

また、図書室にな
い資料は県立図書館
から取り寄せ・返却
することもできます
のでお気軽にご利用
ください。



板野町文化の館図書館の利用について

上板町では板野町と板野町文化の館図書館の利用に関する協定締結をしています。これにより、上板町のお住まいの方でも板野町文化の館図書館で資料の貸出を受けることができます。皆様、是非ご利用ください。

最新の情報は、板野町文化の館図書館HP（QRコード）を、ご確認ください。



●開館日

火曜日～日曜日

10時～18時

（年末年始、図書整理期間等除く）

●お問い合わせ

板野町文化の館図書館

☎088（672）5888

令和5年度
上板町中央公民館講座発表会について

中央公民館講座の日頃の活動の成果を発表する場として次のとおり講座発表会を開催いたします。

●日時

令和6年3月3日
午前9時30分～

●場所

上板町中央公民館
大会議室

●発表

英会話講座、中国語講座、日本舞踊講座、詩吟講座（西條講師）、詩吟講座（原田講師）、日本舞踊・阿波踊り講座、三味線講座

●展示

書道講座
皆さまお誘いあわせの上、ぜひお越しください。

●お問い合わせ

上板町教育委員会
☎088（694）6814



フードドライブのお礼と報告

もったいないをありがとうに♥

上板町では令和6年1月15日から26日にかけてフードドライブ活動を行いました。

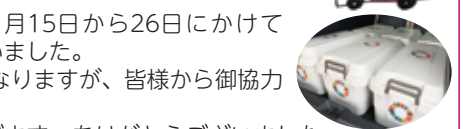
今回で10回目の活動になりますが、皆様から御協力をいただきました。

心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

寄付をいただいた食品は、「NPO法人フードバンクとくしま」を通して福祉施設に提供されます。

今回の活動においては、住民の皆様や町内小中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様が各ご家庭で余った食品を持ち寄っていただき、「もったいない」の意識を高めることができました。

上板町においては引き続き食品ロスの削減に向けた効果的な取り組みを行ってまいります。



住民の皆様にご支援いただきました。



フードドライブ専用のケースがいっぱいになりました。

●お問い合わせ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806
上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

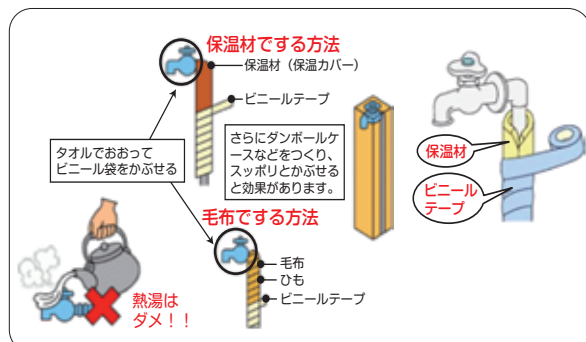
凍結防止について

これからは、寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は、凍結する恐れがあります。

凍結管に熱湯をかけて溶かさうとすると、水道管が急激な温度変化により破損する恐れがありますので、夜間の内に防寒布等で保護し、水道事故を予防しましょう。

●お問い合わせ

上板町役場 水道課
☎088（694）6817



2023年度 人権フェスティ バル

令和5年12月10日(日)上板町人権フェスティバルが4年ぶりに開催されました。

当日は、記念講演や小学生の人権学習発表、中学生の人権意見発表等がおこなわれ、関係者各位のご協力により多数の方々にご参加いただき、盛況のうちに終えることができました。紙面にてお礼申し上げます。



●お問い合わせ

上板町役場 住民人権課
☎088(694)6809

今月の納付期限 についてお知 せします

納期は次のとおりになっています。
納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

固定資産税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
2月29日 (4期)	2月29日 (8期)	2月29日 (6期)	2月29日 (7期)
上板町役場 税務課 ☎088-694-6807		上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810	

※口座振替の方は、2月29日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

●口座振替

□座振替の手続き

納付書と通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

国民年金保険料の「2年前納」制度を利用すると2年間で15,000円程度の割引になります。

支払い方法によって割引額が変わります。

(1)口座振替の場合

申出書に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関(郵便局含む)の窓口または年金事務所へご提出ください。

申込期限：毎年2月末まで

(2)クレジットカードの場合

申出書に必要事項を記入の上、年金事務所へご提出ください。

申込期限：毎年2月末まで

防災意識向上プロジェクトが 開催されました。

令和5年12月17日(日)に上板町役場2階 中央公民館大会議室を会場に「防災意識向上プロジェクト」が開催されました。

一般社団法人大槌新聞社理事 事菊池由貴子氏による「東日本大震災の被災地、岩手県大槌町の事例から学ぶ」を演題として震災についての体験談や教訓、時間の経過ごとの被災地の様子や避難所の状況、情報及び情報発信の重要性について貴重な講演をしていただきました。



●お問い合わせ

上板町役場 企画防災課
☎088(694)6824

生理用品の提供

上板町では「女性つながりサポート事業」の一環として、生理用品の提供を実施しています。

本事業は「つながり支援ピアサポートとくしま」として、徳島県が委託している「特定非営利活動法人GWEE」と連携し実施するものです。

●提供窓口

住民人権課

●提供の条件

- ・女性1人につき1パック(なくなり次第終了となります)
- ・男性の方にはお渡しできません

●提供方法

ピアサポーターが配布しているカード等をご提示いただくか、提供窓口を設置しているリーフレットを指さして合図をしていただくだけでもかまいません。

可能な限り女性職員からお渡しします(書類申請等不要です。名前、住所等の個人の特定は行いません)。

●お問い合わせ

上板町役場 住民人権課
☎088(694)6809



『顔認証マイナンバーカード』が始まりました！

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定が不要な『顔認証マイナンバーカード』が始まりました。

顔認証マイナンバーカードにするためには**手続きが必要**です。詳しいことは下記までお問い合わせいただくか、上板町HPをご覧ください。

●お問い合わせ●

上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用

利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
※上板町では現在、コンビニ交付サービスを行っておりません。
- ・その他のオンライン手続き等、暗証番号の入力が必要なサービス

65歳以上の介護保険要介護認定者の方へ

「障害者控除対象者認定書」の交付について

65歳以上で要介護認定を受けている方やその扶養者に、確定申告・住民税の申告の際に障害者控除を受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

障害者控除の適用を受けられるのは、要介護認定者本人または、要介護認定者を扶養している方です。

1 認定及び交付対象者

- (1) 令和5年12月31日現在、65歳以上で上板町の要介護認定を受けている方（要支援1、2の方は該当しません。）
- (2) 要介護認定審査時の「主治医意見書」または「認定調査票」の「認知症・障害高齢者の日常生活自立度」欄に一定以上の記載があること

2 認定書申請手続き

本人または親族が「障害者控除対象者認定申請書」を健康推進課まで提出して

下さい。

（申請書は上板町ホームページまたは健康推進課にあります。）

3 申請手続に必要な物

(1) 対象者の介護保険被保険者証

(2) 免許証などの本人確認書類（親族申請の場合）

4 申請の必要がない場合

(1) すでに同程度の障害区分に該当する障害者手帳等をお持ちの場合

（手帳で障害者控除を受けられます。）

(2) 本人または扶養者が所得税・住民税のいずれも非課税の場合

●お問い合わせ

上板町役場 健康推進課
☎088(694)6810



マリッサとくしまが7周年を記念して1月からマッチング（1対1のお見合い）登録料の割引キャンペーンを実施します！

7周年記念もつすべ1,000人♪
～冬恋キャンペーン～2024冬、あなたらしく恋しよう。～

●実施期間

令和6年1月6日（土）
～3月31日（日）

●実施内容

・先着300名限定

（※ただし、先着300名が登録した時点でキャンペーンは終了となります。）
「5,000円（50%OFF）割引」

●対象

マッチング新規登録者及び更新登録者



マリッサとくしま
HP

●お問い合わせ

マリッサとくしま
☎088(656)1002
e-mail: msc@marissa-tokushima.com

人権研修会を実施しませんか？

上板町教育委員会では、社会人権教育に対する取り組みの一環として、人権研修会を行っています。支部での会合の機会に、人権研修を行ってみませんか？

研修会では、教育委員会から担当職員を派遣し、身のまわりにある人権問題について30分程度の研修を実施します。

また、研修会を開催した支部については、本年度の実績報告時に、地域づくり助成金が追加されますので、是非ご利用ください。

興味を持たれた支部の方は、

支部長さんを通じて、教育委員会までお問い合わせください。

※研修を受講された支部は、支部助成金の実績報告書内に、「人権学習に関する取り組み」の項目がありますので、本年度の実績報告時に記載してください。

※夜間や休日の研修会にも対応するため、日程調整の都合上、概ね3週間前には、お問い合わせ願います。

●お問い合わせ

上板町役場 教育委員会
☎088(694)6814

上板町結婚新生活支援事業

上板町で新婚生活を送られる世帯を応援するために、生活にかかる居住費、引越し費用、リフォーム費用等を補助します！

住宅購入費 (新築・中古)

リフォーム費用 (業者が行うもの)

家賃・敷金・礼金・共益費 (駐車場代は対象外)

引越し費用 (引越し業者が行うもの)

最大60万円 補助します！

(29歳以下の場合)
※30歳～39歳以下
は最大30万円
予算内で補助します。

対象者

- ☐ 令和5年度中に結婚した新婚世帯
(R5.4.1～R6.3.31までに婚姻届けを提出した世帯)
- ☐ 婚姻時夫婦共に39歳以下
- ☐ 世帯所得500万円未満(世帯合算)
- ☐ 町税等の滞納が無い
- ☐ 5年以上継続して上板町内で居住する意思がある

※申請される場合は必ず事前にお問い合わせください。

申請時に用意いただくもの

- ☐ 婚姻がわかるもの
(受理証明書、戸籍全部事項証明書等)
- ☐ 住民票(写し)
- ☐ 所得がわかるもの(納税通知書、所得課税証明書等)
- ☐ 住宅の売買契約書、領収書
- ☐ 賃貸借契約書、領収書
- ☐ 引越し費用に係る契約書、領収書
- ☐ リフォームに係る契約書、領収書

等



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

食費等の物価高騰の影響を特に受けている、低所得の子育て世帯を支援するため、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。 ※この給付金は全国一律で実施される制度です。

ひとり親世帯分

●支給対象者

以下、(1)～(3)のいずれかに該当する方

(1) 児童扶養手当受給者 (申請不要)

令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方。

※対象の方には、令和5年5月頃に通知を送付しています。

(2) 公的年金給付等受給者

公的年金等(※)を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

(3) 家計急変者

食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

●(2)(3)に該当のある方

(給付金を受け取るには、申請が必要です。)

申請書に振込口座などを記入のうえ、必要書類とともに民生児童課へご提出ください。

●給付金額 児童1人当たり一律5万円

その他世帯分

●支給対象者

以下の(1)(2)のいずれかに当てはまる方が対象となります。

(1) 令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方。(申請不要)

(2) (1)以外で、食費等の物価高騰の影響により、家計が急変し住民税非課税相当に収入が減少している方
(令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がいのある児童の場合20歳未満)を養育する父母等)

※令和6年2月末までに出生したお子さんも対象になります。

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けている方は対象外となります。

●(2)に該当のある方(給付金を受け取るには、申請が必要です。)

申請書に振込口座などを記入のうえ、必要書類とともに民生児童課へご提出ください。

●給付金額 児童1人当たり一律5万円

●注意事項

- ・給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- ・申請日以後の特定の時期に、例年通りの事業収入(物価高騰の影響による減少前の水準の収入)が見込まれる場合や、申請時点で非課税相当限度額を上回る年収の職に就いているなど、申請日以降に収入が非課税相当限度額を上回ることが予測できる場合は、本給付金の申請はできません。

●申請期限 令和6年2月29日

● お問い合わせ ● こども家庭庁 ☎0120-400-903 (平日 9:00～18:00)
上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811 (平日 8:30～17:15)

令和5年度の上板町定住促進「住宅取得応援助成金」の申請期日が近づいています

●制度の概要

平成30年4月1日から令和10年3月31日の間に、上板町への移住・定住者が移住又は定住のために上板町内で新たに居住を開始した一戸建て住宅と住宅用地に対して賦課及び納付された固定資産税に相当する額を、当該移住・定住者に最大5年間助成します。**※ただし、令和5年4月1日以降の移住・定住者については、一戸建て住宅（家屋）助成のみです。（住宅用地分の助成はありません。）**

●対象となる物件

上板町に移住又は定住する方が、平成30年4月1日から令和10年3月31日の間に移住又は定住のために新たに居住を開始した、上板町内に所在する新築又は中古住宅（以下「対象住宅」といいます。）及び対象住宅に係る住宅用地（以下「対象用地」といいます。）**※ただし、令和5年4月1日以降の移住・定住者については、一戸建て住宅（家屋）のみ対象です。（住宅用地分は対象になりません。）**

◎対象住宅が併用住宅である場合は床面積は居住の用に供する部分の面積になります。

◎対象用地の面積については必要に応じ面積按分等により算出します。

◎貸家等、貸借を目的とした住宅及び共同住宅・寄宿舍等は対象外です。

●交付対象者

対象住宅に居住し移住又は定住した方で、町税等の滞納がない方及びその他町長が助成金の対象者として適さない事項の該当者でないと認める方

◎年齢制限、所得制限はありません。

◎従前から所有されていた住宅を建て替えた方や、親族からの相続により住宅を取得した方についても、建て替え又は相続による住宅の取得及び当該住宅での定住となる居住開始が、要件を満たす期間内である場合は交付対象者になり得ます。

◎住宅・敷地ともに所有権を有していない方でも、居住状況次第で対象になる場合もあります。

●助成金の額

対象住宅及び対象用地に対して賦課及び納付された固定資産税額に相当する額

◎助成金の額を算出する際に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。

●助成対象期間

「申請者の移住又は定住開始後、最初に到来する1月1日」を賦課期日とする固定資産税の賦課年度以降5年間

●交付申請

7月～翌年3月15日の間

◎固定資産税納付後の申請になります。

◎助成金は年度毎の固定資産税額に応じて交付されるものであり、制度の利用を希望される場合は初回申請以降毎年度申請が必要です。

◎審査の結果助成金の交付を受けられない場合もあります。

※助成金の制度については上記内容に加え、他にも要件や注意事項があります。詳しくは町ホームページの該当記事内にて交付要綱をご確認いただくか、企画防災課までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

令和5年度価格高騰重点支援追加給付金(7万円/1世帯)のご案内

物価高騰による影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）を支援するため、1世帯あたり7万円を支給します。対象となる可能性のある世帯への案内は、令和6年1月にお送りしています。申請期限は下記のとおりです。

申請期限：令和6年3月12日(火) ※当日消印有効

※令和5年12月末時点で本町の税情報により確認し、対象となる可能性のある世帯には、既にご案内をしています。それ以降、所得の申告内容の修正等により世帯全員が「非課税」となった場合は、申請が可能です。申請対象者は基準日（令和5年12月1日）時点の当該世帯の世帯主で、振込口座も原則申請者本人名義のものとなります。

※未申告の方のいる世帯は、その方の所得の申告をした上で世帯全員が「非課税」となった場合に対象となります。

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

●開設日

令和6年2月21日(水)

●開設時間

午後1時30分～午後3時30分

●開設場所

上板町老人福祉センター

●お問い合わせ

上板町役場 総務課

☎088(694)6801

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和6年2月は次のとおり予定しています。

●開催場所

上板町中央公民館

(役場2階) 第1会議室

●開催日時

令和6年2月15日(木)

午後1時30分～午後4時

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、人権に関する様々な相談を受け付けております。

●人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室

☎088(664)3701

徳島市東沖洲2-14

沖洲マリントアミナルビル

内 あいぽーと徳島

●徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課

徳島市徳島町城内6番地6

徳島合同庁舎6階

相談時間 平日 午前8時

30分から午後5時15分

●電話による相談

●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル

0570(003)110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル

0120(007)110

●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル

0570(070)810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●お問い合わせ

上板町役場 住民人権課

☎088(694)6809

上板町消費生活 相談窓口からの お知らせ

固定電話や携帯電話での自動音声案内を悪用した詐欺が多発しております

●携帯電話に着信があり、かけ直したところ「未納料金があるので案内に従ってボタンを押してください。」とガイダンスが流れたが怪しいと思い電話を切った。

●着信の電話番号の先頭に＋1と付いていて外国からとナンバーディスプレイに出ていた。出るとガイダンスで個人情報を入力を求められた。

など、様々な情報提供が寄せられています。

☎電話番号登録をしていない番号からの着信には特に注意・警戒をして対応するようにしてください。

電話番号を相談窓口でお調べすることも出来ますのでお気軽にお問い合わせください。

※何か心配ごとや困りごとがあれば左記までご相談ください。

●上板町消費生活相談窓口

☎088(694)6816

秘密厳守・相談無料
受付 平日9時～12時 午後1時～4時30分(土日・祝・年末年始を除く)

ひとり悩まず 『あい』に相談 してみませんか

上板町子ども・若者相談支援室『あい』は、さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者(概ね39歳まで)とその保護者の方などがご相談いただける場所です。

どんな悩みもじっくり聞き、一緒に解決方法を探します。

ひとりで(家庭内で)抱え

込まずに、まずはご相談ください。

●『あい』の利用案内

●場所

上板町ふれあいセンター2階

上板町役場より西へ300メートル 上板町商工会西隣

●受付時間

月曜日～金曜日

9時～17時(土日祝休み)

※平日の利用が難しい方には毎月第4土曜日 19時～21時(要予約)で相談を受け付けております。

●電話番号

☎088(637)6006

☆相談は無料です。秘密は厳守します。匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

能登半島地震に係る 災害義援金募金箱を 設置しています

上板町では、令和6年1月に能登半島で発生した地震被害に対し、被災地域の日も早い復旧・復興を願い、募金箱を設置しています。

皆さまの温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

■設置場所

- ・上板町役場 1階 ロビー
- ・上板町老人福祉センター 1階 玄関内

保健師からのお知らせです



1 新型コロナワクチン接種について

- (1) 令和6年3月31日をもって、特例臨時接種が終了いたします。公費負担での接種を希望される方は、3月末までに接種してください。
- (2) 令和6年1月より、電話での予約方法が、板野郡コールセンターから下記に変更となりました。

〈予約方法〉

- ① インターネットで予約をする。(24時間受付可能)
右のQRコードを読み取るか上板町のホームページよりアクセスしてください。
- ② 電話で予約をする。(板野郡コールセンターは終了し、下記となりました。)



上板町保健相談センター：☎088-694-3344

受付時間：8:30～17:00（土日祝日を除く）

- ③ 役場に来て予約をする。(代理入力)
※上記の予約方法での予約が困難な方は、上板町保健相談センターで予約入力代行を行います。
対応時間：平日8:30～17:00
※予約には「接種券が印字された予診票」に記載されている「接種券番号」が必要です。

2 高齢者の肺炎球菌予防接種について

令和5年度助成の対象となる方には4月に個別通知を送付しています。

(下記に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。)

通知を紛失した方は、健康推進課（保健相談センター）までお問い合わせください。

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生	85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生	90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生	95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生	100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

- (1) 自己負担額 4,000円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）
※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。
- (2) 接種期限 令和6年3月31日(日)まで

※ 町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の1人1回のみです。
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

3 個別検診について

検診名	対象者	自己負担金	検診期間
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年に1回)	1,200円	令和6年3月31日まで (医院の診療時間内)
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回)	1,500円	
胃内視鏡検診	50歳以上の方(2年に1回)	4,100円	

※胃内視鏡検診について
この胃がん検診で実施する内視鏡検査では、鎮静剤を使用できません。また、同一年度に胃部エックス線検査と併用はできません。

〈検診場所〉 県内広域医療機関

〈申込み〉 保健相談センター・保健師まで（☎088-694-3344）にてお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

4 救急車の正しいかかり方について

こんな時は救急車を呼びましょう



- ① 15分以上続く突然の胸の痛み、圧迫感、重苦しさ、特に冷や汗を伴うようなもの
⇒心筋梗塞、狭心症などが疑われます！
- ② 突然、意識がなくなる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！
- ③ 突然、手や足に麻痺がおこる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！
- ④ 呼吸が苦しくなる
息を吸うごとにヒューヒュー音がしている
息を吐くときに大げさに肩を動かしている
意識がはっきりしない、など
- ⑤ 出血が止まらなくなる
傷口から血液が勢いよくふきだしている
血液が大量に流れ出している、など
- ⑥ 広い範囲のやけど
(例：体の表面積の15%以上)
- ⑦ 交通事故
⇒特にはねとばされたり、歩行ができない、意識がないなど
現場検証の前に119番通報
- ⑧ 心肺停止状態
心臓と呼吸が止まった状態で、放置すれば死んでしまう。一刻を争う状態。
- ⑨ その他、いつもと様子が全く違う、顔色が真っ青などの異常がある、など

救急車の呼び方

緊急を要する重症な状態の場合は、次の要領で通報してください。

- ① 119番にダイヤルする。
- ② 「火事ですか。救急ですか。」と尋ねられるので、「救急です」と告げる。
- ③ 救急車に来てもらう場所、患者の氏名、年齢、状態を伝える。
 - マンションの場合はマンションの名前、○階、○号室
 - 場所がわかりにくい場合は、目印となる建物や道路名など
- ④ 救急車を待っている間に次のものを用意する。
 - 健康保険証 ● お金 ● 普段飲んでいるお薬
- ⑤ 救急車のサイレンが聞こえたら、場所を案内する人を出し、誘導する。
- ⑥ 救急車が到着したら、次のことを伝える。
 - 救急車が到着するまでの容態変化
 - 応急手当をした場合は、その内容
 - 持病がある場合は、その病名、かかりつけ医

◆ 私のかかりつけ医 ◆

病 院 名	
電話番号	
診療時間	

* 化学物質（タバコ・家庭用品）、医薬品、動植物の毒などによって急性中毒の事故が発生した場合には…

大阪中毒110番（365日 24時間対応）
☎072-727-2499（情報提供：無料）

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

救急出動件数が過去最高を記録！



『救急車を呼ぶ？』『すぐ病院に行くほうがいい？』
『診察してくれる病院がわからない』

迷った場合は、下記のサービス等をご利用ください。

- 徳島救急医療電話相談 **#7119** または ☎088-622-6530
月曜日～土曜日 午後6時～翌朝8時 / 日曜日・祝日 24時間対応
※救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院へ行った方がいいのか判断に迷う場合、看護師からアドバイスを受けることができます。(通話料は相談者のご負担となります。)
- 徳島子ども医療電話相談 **#8000** または ☎088-621-2365
月曜日～土曜日 午後6時～翌朝8時 / 日曜日・祝日 24時間対応
※子どもの急な発熱、けいれん、嘔吐、頭をぶつけたなど、症状に適した対処の仕方や受診する病院等の相談ができます。(通話料は相談者のご負担となります。)

救急出動件数が
年々増加しています！
令和5年(2023年)は
1,409件！

※板野西部消防署管内

年	救急出動件数
令和元年(2019)	1,218件
令和2年(2020)	1,044件
令和3年(2021)	1,122件
令和4年(2022)	1,247件
令和5年(2023)	1,409件

緊急だと思ったら、
ためらわず
119番通報を!!

今後は救急だけに限らず、さまざまな情報を発信させていただきます。

● お問い合わせ ● 板野西部消防署 ☎088-672-0198
ホームページ: <https://www.itanoseibu-119.org>



2月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
2/6	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士
3/5	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士

II 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
2/7	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和5年3月4月、令和5年9月10月生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場所	内容	該当者
2/21	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和5年8月26日～令和5年12月21日生

3. のびのび子育て教室

月日	受付時間	場所	内容	該当者
3/1	9:50～10:00	保健相談センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	令和5年8月26日～令和5年12月21日生

4. 3歳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
2/14	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	令和2年6月1日～令和2年8月31日生

● お問い合わせ ●

上板町保健相談センター ☎088-694-3344

令和6年 2・3月分
(2/1～3/10 まで)

在 宅 当 番 医

■ 担当時間 ■
平日 18:00～22:00
休日 9:00～22:00

市外局番は
(088)です。

2月	1(木)	井 上 病 院	672-1185
	2(金)	あいずみ松本眼科	677-5568
	3(土)	藍住川島クリニック	692-0110
	4(日)	みやざき内科診療所	672-6618
	5(月)	三 愛 内 科	672-0176
	6(火)	福 島 内 科	672-4970
	7(水)	新 野 医 院	672-0571
	8(木)	近 藤 内 科 医 院	672-5630
	9(金)	ファミリークリニックしんの	672-5148
	10(土)	こうのINRクリニック	693-1103
3月	11(日)	井 関 ク リ ニ ッ ク	637-6066
	12(月)	友 成 医 院	694-5515
	13(火)	みやざき内科診療所	672-6618
	14(水)	野 田 (泰) 医 院	694-2009
	15(木)	友 成 医 院	694-5515
	16(金)	井 関 ク リ ニ ッ ク	637-6066
	17(土)	芳 川 病 院	699-5355
	18(日)	野 田 (泰) 医 院	694-2009
	19(月)	上板整形外科クリニック	637-6600
	20(火)	川 原 眼 科	694-8388

2月	21(水)	浦田病院	699-2921
	22(木)	安芸内科	692-6111
	23(金)	有住内科クリニック	698-8655
	24(土)	井上病院	672-1185
	25(日)	越智内科胃腸科	698-3111
	26(月)	藍住たまき青空クリニック	678-7727
	27(火)	井上医院	699-8070
	28(水)	春藤内科胃腸科	699-3777
	29(木)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
3月	1(金)	かまだ眼科	678-8585
	2(土)	あいずみ松本眼科	677-5568
	3(日)	浦田病院	699-2921
	4(月)	たかた整形外科・せばねクリニック	698-8689
	5(火)	有住内科クリニック	698-8655
	6(水)	越智内科胃腸科	698-3111
	7(木)	吉野川病院	698-6111
	8(金)	新居内科	698-8808
	9(土)	三愛内科	672-0176
	10(日)	芳川病院	699-5355

担当時間以外 の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234
稲 次 病 院 692-5757
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認
水曜日、土曜日は受診前に要確認
対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

こども
用

とくしまの小児救急医療体制

各医療機関
所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の
受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。
最新の情報は左記QRコードからご確認ください。
<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2012081600367/>

鳴門税務署からのお知らせ

確定申告会場への入場は「入場整理券」が必要です！

《所得税等の確定申告会場》

- ◇ 開設期間：2月16日(金)～3月15日(金)（土・日・祝日を除く。）
- ◇ 相談受付時間：午前8時30分～午後4時（相談開始は午前9時から）
- ※ 書類提出受付：午前8時30分～午後5時
- ※ 確定申告会場では、ご自身のスマートフォンを用いた申告書作成指導を行っています。
スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

《入場整理券の入手方法は・・・》



**オンラインで
事前発行**



⇨友だち追加はこちらから！

又は



**確定申告会場で
当日配布**

- オンライン事前発行の方法は、①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加、②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択、③税務署や来場希望日時を選択、④内容を確認して「申込」をタップして完了、入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。
- 入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。
- ※申告書等の提出のみであれば、入場整理券は不要です。
- ※入場整理券の配付状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

確定申告はマイナンバーカードとスマホですます便利に

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、スマホやパソコンから画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

またマイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することにより、申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得することができ、一括取得したデータは確定申告書の該当項目へ自動入力できます。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です。

マイナポータル連携について



【事前準備の詳細は
こちらから】

申告書の作成・送信は、国税庁ホームページで！



【確定申告書等
作成コーナー】
はこちらから

作成コーナー



申告納税相談のご案内

(所得税・住民税・国保税等)

期間 令和6年2月15日(木)～3月15日(金)
(土日祝日を除く)

時間 午前9時～午後4時30分

場所 上板町農村環境改善センター 農事研修室

申告が必要な方

- 1 令和6年1月1日現在、上板町に住所がある方で、前年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)に所得のあった方
- 2 給与所得者で次に該当する方
 - (1) 給与所得以外に営業、農業、不動産、年金等の所得があった方
 - (2) 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
 - (3) 前年中に退職した方や一定の所に勤務していない方
- 3 上板町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者(前年中に所得がない場合でも申告が必要です。)
- 4 住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方

※相談日は大変混雑しますので、医療費の領収書や収支内訳書は必ず計算したものをご持参ください。計算ができていなければ、会場にてご自分で計算していただきます。

※令和元年分の確定申告受付から、申告書の提出方法が、書面提出からデータ提出へと変更になります。これに伴い、利用者識別番号をお持ちでない方は、利用者識別番号の取得に時間をいただきますので、予めご了承ください。

※例年申告会場は大変混雑しますので、電子申告や郵送による申告などをご検討いただき、ご理解ご協力をお願いします。

上板町HP「申告納税相談(所得税・住民税・国保税等)のご案内」においても掲載していますので、確認できます。

申告納税相談QR ➡



申告納税相談に必要なもの

- 1 税務署より郵送された「確定申告のお知らせ」はがき(届いた方のみ)
- 2 収支計算に必要な書類、帳簿、記録簿、領収書
- 3 給与所得者、年金受給者については源泉徴収票(原本)
- 4 生命保険料、地震保険料等の支払証明書、社会保険料領収書、国民年金保険料控除証明書
- 5 医療費控除を受けられる方は「医療費控除の明細書」と「保険などで補填される金額の明細書」
- 6 還付申告の場合は、本人名義の口座番号(銀行名・支店名・預金種類・番号)
- 7 申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

申告時に「番号確認」と「身元確認」を行いますので以下の書類をお持ちください。

● マイナンバーカードをお持ちの方は

マイナンバーカードの提示が必要です。

● マイナンバーカードをお持ちでない方は

【番号確認書類】

マイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ

【身元確認書類】

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
- パスポート ● 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

【番号確認書類】と【身元確認書類】の提示が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。

(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の本人確認書類は不要です。)

※代理人が申告する場合

申告者本人分の必要書類に加え、代理人の方の身分証明書の提示が必要です。

申告相談日程表

月日	曜日	支部名等
2月15日	木	全地区 年金のみの方
2月16日	金	全地区 年金のみの方
2月19日	月	北高瀬 古町 瀬部 元原 元原2 仁界中須賀 鍛冶屋原南団地
2月20日	火	柚木全支部 栗ノ木全支部 天王石橋ノ上 泓ノ上
2月21日	水	引野全支部
2月22日	木	中東1、2 中西東 中西西 セリエタウン 山田 山田南 原 北 川原団地
2月26日	月	大東 原東 原西1、2、3
2月27日	火	神宮寺1、2 大山町 大山畑 フルーツタウン神宅 殿宮 小柿1 小柿北
2月28日	水	中北 大南1、2、3 小柿団地 神宅団地 神宅 西金屋 学園橋
2月29日	木	川西1、2 川東1、2 滝ノ宮 青木・西分・横関・八坂各団地

月日	曜日	支部名等
3月1日	金	日吉 小路 古北村 地家 西高原 中筋 中筋第2 辻 大北村
3月4日	月	椎本全支部 神明 東光 馬道 馬道南 馬道南2 原淵 東光団地 君ノ木 藍生
3月5日	火	南瀬部 北瀬部 鳥屋 檜山 瀬部サントウン
3月6日	水	井内全支部 古田南 古田北
3月7日	木	新田全支部 新東 上六條 下六條全支部 高磯全支部
3月8日	金	佐藤塚全支部 第十新田 第十団地
3月11日	月	全地区特別な事由により上記期間中に申告できなかった方
3月12日	火	//
3月13日	水	//
3月14日	木	//
3月15日	金	//

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

議会だより 上板町議会

令和5年10月～12月

「議会のうごき」

- ① 10月2日
 - ・初議会前議会議員全員協議会
 - ・初議会について事前協議
- ② 10月6日
 - ・令和5年第3回臨時会（初議会）
 - ・正副議長選挙、各委員会構成等
- ③ 10月13日
 - ・四国地区議長会研修会
- ④ 11月13日
 - ・議会改革特別委員会
 - ・議会改革について協議
- ⑤ 11月27日
 - ・令和5年第4回臨時会
 - ・議会議員全員協議会
 - ・ごみ処理施設整備事業について他協議
 - ・総務常任委員会
- ⑥ 12月5日
 - ・幼稚園の統合問題について協議
- ⑦ 12月7日
 - ・議会運営委員会
 - ・第4回定例会開催日程等協議
- ⑧ 12月12日～15日（会期）
 - ・第4回定例会提出議案説明
 - ・令和5年第4回定例会
 - ・12月12日 町長挨拶及び提出議案提案理由の説明、一般質問
 - ・12月13日 一般質問
 - ・議会改革特別委員会協議会（町民懇談会等について協議）
 - ・12月14日 一般質問

「一般質問」



岩野角雄 議員

質問①

住みやすい、住み続けたい町づくりについて

① 小さくてもキラリと光る町づくりは、どれぐらい実行できたのか

答 井 松田町長

少子化対策、子育て支援、高齢者対策、人口減少対策を行い、定住化促進を図り、施設の改修や整備を行った。ブランド農産物、藍やサトウキビを奨励し、有害鳥獣対策、備蓄倉庫など防災対策を行った。

町内6カ所に意見箱を取り入れた。住民の意見を集約し、公約実現に向けて努力する。

② 保育所など老朽化した施設の改修や補修・解体に追われ、町独自の投資事業が少ないのではないかと。本当に住みやすい町、住み続けたい町にできているのか

答 井 松田町長

日本酪農協同株が上板に徳島工場を移転し、徳島県が安楽寺周辺の県道拡幅と六条大橋の歩道拡幅に着手した。保健相談センターとリサイクルセンターの建築など、企業誘致活動、利便性の向上、健康拠点づくりに取り組んだ。これらの政策がもたらす効果から住みやすい町、住み続けたい町が実現できると考えている。

③ 町の現状に沿った事業を行わなければ町の活性化も図れず、町民から住みやすくなった、住み続けたいと言う声が聞こえないが、どのような町にすれば、キラリと光り、住みやすくなるかと考えているのか

答 井 松田町長

より広く意見を聞き、予算配分や政策決定において総合計画を基本とし、町民の要望を反映させ、ボランティアや地域団体と協力し取組を進める。

住環境、公共施設や交通インフラを整備し、町の魅力を高め、地域の特産品や文化など地域資源を活かした取組を進め、町外の人から本町に魅力を感じ、上板に住みたいと思うまちづくりを進めたい。

④ 実施している事業は、どこの市町村でも行っている。明確なまちづくりのビジョンを持ち、上板ならではの事業・政策に取り組むべきである。

人口減少、少子高齢化が急速に進み、空き家、空き地、耕作放棄地など荒れ地が年々増え続ける。水道料金は県内4番目に非常に高額である。介護保険料も全国約1700自治体の中で58番目に高額である。家庭ごみ・大型ごみは、戸別回収されず、道路は劣悪、下水道が無く、家庭雑排水の排水先が無い。移動手段も無く買

い物難民等が増えている。現在、上板に住んでいる町民に目を向け、声を聞き、寄り添った政策を実行し町づくりをすべきである

答 井 松田町長

公約を一つ一つ実行することが町の活力再生になる。町民の暮らしや福祉の満足度を高め、本町の魅力度を高めることで、周辺自治体に埋もれることのない存在感ある町づくりとなり、キラリと光るまちだと思ふ。

再問

令和4年度は未執行、未実行の事業が多く、決算で約5億6200万円も残した。政策と町民の要望がずれている。町民が望み、困り、不便と感じることを改善、解消することが、住みやすいく住んでみたい町づくりになるのではないかと。

役場には226名の職員がおり、特別職や委員等を含め、その英知を集め、私たちが納めた税金を有効に活用し、本当に住みやすい町、上板としていただきたい。



富永志郎 議員

質問①

多目的支援巡回車(コミバス)について

答 井 廣野健康推進課長

高齢者外出バス・タクシール利用助成事業においてタクシール券は、11月末現在で1万円の申請者が710名、5千円の申請者が42名で計752名、500円券が14620枚、金額にして731万円となっており、利用状況としては264万

円使用され、36%の利用率となります。

② 2023年4月現在の後期高齢者の人数、また2024年4月に予想される後期高齢者の人数は

答 弁 廣野健康推進課長

2023年4月の後期高齢者の人数は2020人、2024年4月の後期高齢者の人数は2208人となる予定であります。また65歳以上の高齢化率は2023年12月1日現在11304人にに対し4110人で36.4%です。

③ 公共バスの利用状況について

答 弁 廣野健康推進課長

高齢者外出バス助成について10月末現在で1万円の申請者が32人、5000円の申請者が42人で計74人100円券が5300枚で金額にして53万円となっており、利用状況としては100円券が1974枚金額にして19万7400円となっており、37.2%の利用率となっております。現在バスの利用人数は1日で40人強が利用しています。

④ 上記の状況を踏まえてコミバスの設置を強く要望するが、そのメリットとデメリットについての見解は

答 弁 廣野健康推進課長

板野郡内においてコミバスを運行している松茂町および北島町においてこれまでの状況等について指導いただきました。コミバス設置のメリットは昨今の高齢化や、高齢化に伴う免許証の返納、公共交通機関の不便さにより買い物や通院といった日々の交通手段に困惑している方の足となれる点でないかと思えます。しかしデメリットとしては初期投資やランニングコストに莫大な費用を必要とする点があります。コミバスの運行をやめると言う声はあがっていないため住民の方もメリットとデメリットを理解されているものと考えます。

⑤ 今後設置するとなればどの程度の問題が予想されるか。金銭面や利用人数、利用の仕方等

答 弁 廣野健康推進課長

コミバスを運行させるとなると国土交通省が示している導入に関するガイドラインにある現在ある路線バスとの整合性をはかる必要があります。次に事業計画その次に運行計画その他路線バスとの接続、初期投資やランニングコストも検討する必要があります。

⑥ 自治体と地域住民との意見集約が必要となってくるがいつ、どの様にやるのか

答 弁 廣野健康推進課長

町民懇談会で意見交換するものもひとつの手段と思いますが、松茂町においては「地域コミュニティバス計画検討委員会」を定期的に開催し、自治会、バス事業者、行政、警察等が意見交換を進めているそうです。コミュニティバス運行計画には高いハードルがあります。くり取り組む必要があると思われます。

再問 今から2、3年かけてでも住民福祉向上のため真剣に取り組んでほしいと思います



柏木美治代 議員

質問1

重点支援交付金について

① 低所得世帯支援金は、住民税非課税世帯に7万円支給される。推奨事業メニューとして物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援がある。この交付金はいつ交付されて

交付限度額はいくらか

答 弁 廣澤総務課長

低所得世帯金は7千9百30万円、推薦事業メニュー分は3千4百20万円となっていて交付は未定。

② 生活者支援と事業者支援とも物価高騰から町民の暮らしを支える取り組みを決定したい。

答 弁 廣澤総務課長

課長会を通じて意見集約を行い取り組みを決定したい。

質問2

子どもの医療費無料化について

徳島県が来年度から子どもの医療費を高校卒業まで拡大の方針。町単独の実施分が軽減される。18歳までの自己負担600円を無料に

答 弁 高原民生児童課長

今後の状況を見て検討したい。

質問3

学校給食費について

① 給食費の無償化を実施してほしい

答 弁 坂東教育委員会事務局長

町単独で実施することは非常に難しい。国が無償化を検討しているので、優先順位を検討した上で対応したい。

② 公会計化の導入を

公会計化で給食費の徴収管理が自治体の役割になるので、教職員の負担軽減につながる

答 弁 坂東教育委員会事務局長

公会計化に向けて町が徴収管理を行うことを検討していたが、国が無償化を実施した場合、必要がなくなるので国の動向を注視したい。

質問4

パートナーシップ制度について

徳島県は来年4月からこの制度の運

用を始める予定。上板町でも積極的に取り組んで欲しい

答 弁 乾住民人権課長

自治体が同性カップルと認め、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度である。板野郡では北島町が導入している。



本淨敏之 議員

質問1

災害時等に対応する避難施設(体育館)の建設について

① 町には、町立体育館はない。体育館の設置目的等を如何に認識しているのか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

町立体育館は、町民の心身の健全な発達や育成にあると考える。

② 大雨時には宮川内谷川南岸防は決壊する確率が高い。南地域町民の避難方策は

答 弁 東理事・企画防災課長

宮川内谷川南岸地域は洪水浸水想定区域があり、大雨時河川が氾濫し、浸水被害が生じるリスクがある。町は避難指示等の判断基準を設け、情報を収集の上、防災無線等で知らせている。

再問 南岸地域の町民の避難を真剣に考えているのか

答 弁 東理事・企画防災課長

洪水に対応する避難場所は指定緊急避難場所8カ所の他安全な場所にある親戚宅等も避難先として検討してほしい

③ 建設をめざしての検討を開始していない理由は

答 弁 坂東教育委員会事務局長

町民のアンケート調査の結果、体育館の建設を含め公的施設は優先順序を付けて考える必要があるとのことでした。幼稚園、小中学校の校舎の老朽化への対応等を優先したい。

再問 体育館の建設の検討が進んでいない状態を如何に考えているのか

答 弁 坂東教育委員会事務局長
体育館の建設については町部局と検討する場を設置したい。

答 弁 和田教育長

体育館は、スポーツの振興、リクリション、豊かな生活を推進する上で大切な施設である。

質問2

現在ある施設を活用の上、町立図書館の設置について

①町立図書館の存在価値を如何に認識されているのか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

町立図書館は、読書の推進、豊かな時間を過ごし、地域文化の創造に関わる施設である。

②板野町立図書館の利用料として年間500万円支払い、利用年数は優に20年を超えているが

答 弁 坂東教育委員会事務局長

板野町は、図書館の管理費用として年間1,402万円の費用を支出している。上板町の負担は少額である。

③上板町立図書館設置候補施設として、技の館、4力所の老人集会所（街角図書館）を考えるが

答 弁 坂東教育委員会事務局長
今後、ご提案を参考にしながら検討したい。

質問3

勤労青少年の家族に壊しに係る樹木伐採の問題について

①その敷地は松岡博士の生誕の地である。どのように認識しているのか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

松岡博士生誕の地であることは、承知しており、勤労青少年の家は老朽化が進行したので取り壊した。

②工事契約外の問題（樹木伐採）が発生した原因と経過は

答 弁 坂東教育委員会事務局長

元請け業者と下請け業者の連絡が十分でなかったために生じたものである。

③業者による損害の賠償、契約外工事などのように対処するのか

答 弁 松田町長

業者を厳重に注意した。業者が桜の木等を植えている。

質問4

上板町文化祭のあり方について

①本年度の文化祭をどのように総括し、如何に文化祭を盛り上げていくのか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

4年ぶりに開催したが、各団体及び出演の方々のご協力により無事終了できた。問題点等については次回に生かしたい。

②参加した方々の意見を聞き参考にしたいかどうか

答 弁 坂東教育委員会事務局長

関係された方々に、意見を聞き、来年の文化祭に生かしたい。



前田 忠道 議員

質問1

幼稚園における外国語教育について

①専任講師の配置について

本町では、本町教育の基本理念である「上板町を担う人材が育つまちづくり」の実現に向けて、様々な取り組みをしておられることは、承知しております。

専任のネイティブ言語とする講師を配置することは、上板町内の幼稚園児のためにするつて、今後、増えるかもしれない多国籍の子どもの受け入れもスムーズになるかと思うのですが

答 弁 坂東教育委員会事務局長

上板町立幼稚園のあり方検討委員会第1回目の会議を8月21日に、第2回目10月25日に開催させて頂きました。委員には町議会の代表と致しまして、総務常任委員長もおいでしますので、ご提言の外国語教育についても提案し議論をして頂ける事と考えています。

その中で、外国語教育を取り入れ特色有る教育を進めていくべきで有ると答申頂ければ、専任教師の配置も含め調査研究し進めて行きたいと思えます。令和6年10月を目処に答申を頂く事を予定として進めておりますので、ご理解宜しく願います。

再問 9月議会で、外国語教育専任講師について「上板町立幼稚園のあり方検討委員会」で教育内容の充実策について検討し、具体的な方策を答申するという答弁をいただきました。

第2回の「上板町立幼稚園のあり方検討委員会」では、町立幼稚園の再編、特別な支援を必要とする子どもの成長につながる環境整備、幼保小の連携や交流について、教職員の確保及び運営経費、その他、町立幼稚園のあり方に関し必要な事項の検討について諮問するとなっておりましたが、検討委員会ではどのような答申がありましたか。議論する事項が多

く、外国語教育まで及ばなかったのではないですか。将来の幼稚園のあり方ではなく、今現在行われている幼稚園の教育内容について、教育委員会、園長会で検討するなどして、早急にできることからしていつてはどうですか

答 弁 和田教育長

現在、本町幼稚園では、外国人指導助手によりまして、4幼稚園共に年少・年長合わせて月2回の外国語教育（英語教育）を実施しているところです。教育委員会といたしましても、幼稚園から外国語に親しむことは、グローバルな人材育成につながることはもとより、多様性やグローバルな感性が重視されるこれからの時代を生きていく子どもたちにとっては、重要な教育活動であると認識しております。

総務常任委員会においてご議論していただき、その答申を元に教育委員会として、専任講師の配置について、調査・研究して参りたいと考えております。また、教育委員会や園長会でも協議を進めていきたいと思います。

「小さくてもキラリと光る上板教育」推進のため、どうか、よろしく願いいたします。



上原 勝利 議員

質問1

固定資産税の減免に関する事について

①国の減免措置を住民に周知できているのかどうか

② 減免申請書の有無は

③ 上板町の減税対象者は330人とあるが、税金の滞納者はなかったのか

④ 減税対象者は全員審査をクリアし減税したのか

⑤ なぜ、突然に固定資産税の課税誤りが分かったのか

⑥ この遡及課税について、十分な精査の上、住民に遡及課税したのか

⑦ もし、この事務処理だけの間違いであるならば関係住民は税を納めてくれると思いますが、そうでない場合は

答 井 栗尾税務課長

20数年前のことで残っている書類も引き継ぎ事項も全くなく詳しいことは分からない。地方税に定めのある固定資産税の重大な錯誤による価格等の修正を行い、需給事情による減点補正にて減額課税していた家屋を町税務課の課税システムから抽出し、5年間分の遡及課税をしました。ご理解ください。

質問2

七条地区農業集落排水事業について

① 七条地区だけに存在するのは何故か

答 井 蔭山環境保全課長

上板町を8地区に分割して、全町で実施する予定であったが、予定外に費用がかさむので計画変更しました。

② 5年度の予算が前年度分の倍以上に増加しているがその原因は。機能診断業務等により5年間で機能強化工事を行う計画の工事費約8千万円、指名競争入札7社。入札率97%という高い入札であり、考えられない

答 井 蔭山環境保全課長

入札に関しては、適正に執行されました。

③ 上板町は阿北環境整備組合に負担金

を納めているがこの額と七条地区のし尿処理費を比較すると七条地区の予算が突出しているが、なぜ一本化しないのか

答 井 蔭山環境保全課長

この事業に関しては、現時点で継続していかなければならない事業と認識して進めています。

質問3

ゴミ処理施設について

① 2025年8月に阿波市で稼働予定となっているが

答 井 坂東副町長

残念ながら25年8月の稼働は厳しい状況となっています。阿波市と上板町、板野町で鋭意努力しておりますので、ご理解ください。



乾 崇議員

質問1

住民税非課税世帯向け給付金配付について

① 住民税非課税世帯への7万円給付は国の予算は成立したが上板町の配付時期は

答 井 高原民生児童課長

配付時期は1月末頃の見込み。

再問 政府では出費の多い年末・年始に間に合うように年内の予算化を求めているが

答 井 高原民生児童課長

本議会に追加議案として上程する。

質問2

防災・減災対策について

① 町内に配置している消火栓、防火水槽は

答 井 東理事・企画防災課長

消火栓数量312基、防火水槽109基。

② 高志地区でポンプ車が2台以上使用出来る消火栓は

答 井 東理事・企画防災課長

高志地区の水道管口径は150mmが最大、7基の消火栓の水道管は取水可能。89基の水道管はポンプ車1台しか取水できない。

③ 宮川内谷川（松島橋・上板橋間）の草木は除去したが、河床の土砂は掘削しないのか

答 井 佐藤建設課長

土砂の浚渫で、河岸の洗堀・浸食・漏水の恐れがあり現在漏水対策を計画。再問 河床の表面は綺麗になっているが、根っこは残っており土砂の掘削は必要

答 井 佐藤建設課長

現場の写真撮って県に説明に行く。④ 6月議会で六条暗渠の早期完成を要請したが、県との交渉結果は

答 井 長濱産業課長

現事業工期令和10年度の完了に向けて県と連携して努力する。（残り約333m）

⑤ 6月議会で古毛川元原樋門の水門開閉について板名用水と連携して防災対策を講じることを要請したが、その後の交渉結果は

答 井 長濱産業課長

水門の開閉で流域全体にどのような影響が出るか想定できないため、六条

暗渠、高志川排水路の改修完了後対策を講じる。元原樋門は板名用水の施設であり管理・操作は板名用水が行う。

再問 水門を開門した場合どのような冠水被害がでるか調査を行う考えは

答 井 長濱産業課長

調査については、施設管理者の意見を踏まえたうえで進めていかなければならない。

再々問 町民のための減災・防災対策を行うことは行政の重要な使命。板名用水に治水対策を任せるのは筋違いである。専門業者に調査を委託することを強く要請する

質問3

上板町建設工事の入札制度について

① 最低制限価格変更理由は（85%→86%→88%→90%）

答 井 佐藤建設課長

中央公契連モデルの改正、県・近隣市町村の設定状況・請負率等を調査し改正した。

② 最低制限価格の変更（3%up）は議会への協議、報告は不要と考えているのか

答 井 佐藤建設課長

条例や制度内容が大きく変わらない限り不要と考えている。

再問 予算の執行時点で自動的に3%歳出増になり議会への報告が必要と思うが

答 井 松田町長

町長の執行権限の範囲内であり不要。

質問4

新ゴミ処理施設建設計画について

① 新ゴミ処理施設建設は3年経過して候補地の決定以外進展ないが、副管

理者の見解は

答 井 松田町長

現状から、2025年8月稼働は厳しい。今後「新ごみ処理施設」建設計画推進と、併行して、「中央広域環境センター」の対応を、速やかに、1市2町で協議・検討する。



吉岡 薫 議員

質問1

中学校柔道部室への冷房機設置についての要望書が受理されているが、その後どうなっているか

答 井 坂東教育委員会事務局長

ここ近年の猛暑で、体育館・武道館での部活動ができなくなっているとの現場の声も聞いている。現在、町の財政規模で行えるものがないか調査しており、方向性が決まれば予算措置が必要となるので、ご理解いただきたい。



安田孝子 議員

質問1

上板町民の健康増進対策について

①かみいたGOGOウオーキング実施状況と次年度の計画について

答 井 廣野健康推進課長

当日は、定員を超える51名の参加があり盛大に開催できた。参加者から「年2回開催してほしい」との声を多数いただいた。来年度は春と秋に開催したい。

②町民の野菜摂取量成人1日350gをめざし、普及啓発の促進に向け実施したベジメーター活用による測定者数と数値等について（文化祭において実施）

答 井 廣野健康推進課長

ベジメーターによるベジレベルを測定した方は、女性100名、男性39名、合計139名。A判定の推定野菜摂取量350g以上の非常に良い人は全体の約34%となり、A判定からE判定の中でもCDEが多くなっていたので、今後とも町民の野菜摂取量成人1日350gを目指し普及啓発をしていく。

③高齢者を対象とした帯状疱疹ワクチン接種の一部助成について

答 井 廣野健康推進課長

帯状疱疹ワクチンの一部助成は、徳島県保険協会などからの要望等もあり、この度町長の判断により50歳以上の方を対象とし、接種費用の半額程度の補助を行うため、令和6年度の当初予算に計上したい。

質問2

町職員の喫煙室及び東隣の紙類の資源置場について

①設置場所が庁舎正面玄関の横にあるので、職員の喫煙者、利用者、室内の環境について駐車場から一目でわかるか

答 井 廣澤総務課長

喫煙者は14人ほど、回数は出張等が

あり把握し難い。室内は灰皿と長椅子、窓を開けての換気と、室内のマナー等の注意書きをして網紀の徹底を周知している。

②喫煙室東隣の部屋の使用目的と設置場所は適切か

答 井 蔭山環境保全課長

施設はゴーヤによる緑のカーテンの効果を計測するために設置。事業終了後、撤去を行わず、庁舎内の紙類・段ボール等の資源回収場所としてリユース（再使用）をしている。今後は、適切な場所について検討したい。

質問3

中学生と行政、議会との意見交換会の開催について

①令和4年度2回定例会において、子ども議会開催の質問後、教育・行政・議会の三者協議等は行ったか

答 井 廣澤総務課長

この間において、協議が進んでいないのが現状。

②未来を担う子どもたちの方策については多様で率直な声を広く聴き魅力ある住みよい町づくりにするために重要と考えるが

答 井 坂東教育委員会事務局長

中学校、学校長と教育委員会が開催内容を協議し、開催要領等について議会議長を通し依頼し、開催の有無を含めて十分協議したい。

質問4

フードドライブ活動について

①本町はエシカル推進宣言に取り組み「もったいない」から「ありがと」をスローガンにフードドライブ活動を行っているが、これまでの実績と

今後の取り組みについて

答 井 長濱産業課長

平成31年4月にエシカル消費推進活動宣言を行い、約4年間町内小中学校等の協力で取り組んできた。その結果、啓発活動と実施の数を重ね集まる食品も少なくなり、一応の成果はあったと認識している。今後も、収集場所を縮小し啓発活動を推進していく。

質問5

上板町文化祭における課題と今後の運営について

①本年開催の上板町文化祭（主催上板町文化協会）を今後は町が主催し、町民のあらゆる世代の方が参加し、本町の文化向上を図られる文化祭となることを望む

答 井 坂東教育委員会事務局長

今後は上板町文化協会、上板町、上板町教育委員会が協議を行い、運営主体を見直して、相互に連携・支援並びに町全体の活性化と発展を目的とした上板町文化祭の開催に努めていく。

編集後記

第5回目の「議会だより」を編集いたしました。今回は9月町議会改選後初めての令和5年度第4回定例会の一般質問並びに10月から12月の「議会のうごき」を掲載いたしました。

上板町議会広報編集特別委員会

Happy Birthday!

お誕生おめでとう

(令和5年12月)

切原 将希 明日香 とき 橙希 男の子(西分)

長濱 亜瑠馬 瑠奈 うると 宇瑠斗 男の子(神宅)



●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

上板町学校給食用物資 納入業者の募集について

上板町では学校給食センターで使用する学校給食用物資の納入業者を募集いたします。募集の様式等につきましては、上板町のホームページよりダウンロードしてください。



●お問い合わせ●

上板町学校給食センター ☎088-694-2279

学校給食センター

学校給食通信(ミニ)

毎月19日
食育の日

～学校給食の家計簿～

学校給食に係る給食費は、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第11条に規定されており、学校給食の実施に必要な施設設備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費は、学校の設置者(上板町)の負担とし、それ以外の経費は保護者負担としています。それでは、令和4年度の学校給食費の内訳を見てみましょう。



令和4年度

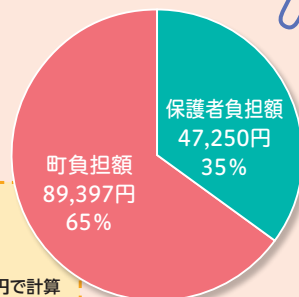
- 給食センターを動かすのにかったお金(歳出): 1億3,504万1,989円
- 保護者の皆さんや教職員等から頂いた給食費: 4,392万8,664円
- 作った給食の数: 18万6,727食
- 給食の実施日数: 平均189日

給食1食当たりの値段: 723円 (1億3,504万1,989円 ÷ 18万6,727食)

1年間の給食にかかる金額: 723円 × 189日 = 13万6,647円

うち 保護者負担額 35% 250円 × 189日 = 4万7,250円 ※保護者負担額は小学校250円で計算

上板町負担額 65% (723円 - 250円) × 189日 = 8万9,397円



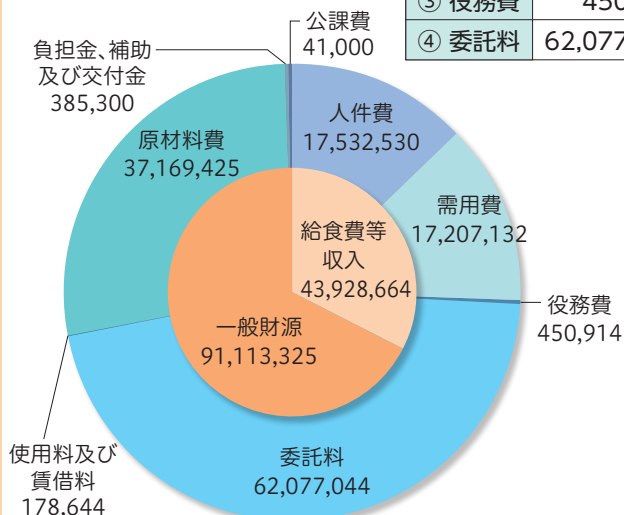
歳入 (入ってくるお金)

① 給食費等収入	43,928,664
② 一般財源	91,113,325

歳出 (出ていくお金)

① 人件費	17,532,530	⑤ 使用料及び賃借料	178,644
② 需用費	17,207,132	⑥ 原材料費 注	37,169,425
③ 役務費	450,914	⑦ 負担金、補助及び交付金	385,300
④ 委託料	62,077,044	⑧ 公課費	41,000

注) パンの加工費と牛乳加工委託料14,117,176円は委託料になりますので原材料費には含まれていません。



歳入

- 給食費等収入: 幼稚園・小学校・中学校に通う皆さんや教職員等から頂いた給食費
- 一般財源: 上板町が負担している金額

歳出

- 人件費: 職員の人件費
- 需用費: センターの修繕に係る費用や光熱水費
- 役務費: 検査等に係る費用
- 委託料: 調理委託、牛乳加工委託、パン加工委託、その他施設維持管理に係る保守点検等の委託料
- 使用料及び賃借料: AEDの設置費用やコピー機の使用料
- 原材料費: ご飯やパン用の小麦、おかずの材料等を購入した金額
- 負担金、補助及び交付金: 排水に係る負担金、協議会等への負担金
- 公課費: 配送車等の車検時にかかる重量税等

●お問い合わせ● 上板町学校給食センター ☎088-694-2279